

運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査 ～今年度も覆面添乗調査を実施～

国土交通省では、民間の調査員による運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。
今年度においては、令和2年12月から令和3年3月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、民間に調査を委託し、実際に運行する貸切バスに調査員が一般の利用者として乗り込み、貸切バスが運行中、適切に休憩を取っているかや、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等、法令遵守状況などについて調査しています。

本調査において法令違反のおそれが確認された事業者に対しては、後日、国による監査を実施します。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者 : 貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者 : 国土交通省自動車局が委託した者（民間）
- ③実施時期 : 令和2年12月～令和3年3月
- ④調査項目 : 区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の交替状況、事業者名等の車内外表示など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施し、これまでに2事業者について法令違反のおそれが確認されたため、当該事業者の営業所に監査を実施しました。その結果、いずれの事業者についても法令違反が確認されたため、2事業者とも行政処分を実施しました。

【問い合わせ先】 自動車局安全政策課 倉持、鎌塚、木村
代表：03-5253-8111 内線 41632,41633 直通：03-5253-8566 FAX：03-5253-1638